

半 期 報 告 書

(第 8 期中) 自 平成15年 4 月 1 日
至 平成15年 9 月30日

ジグノシステムジャパン株式会社

(941498)

第 8 期中 (自平成15年 4 月 1 日 至平成15年 9 月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月22日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

ジグノシステムジャパン株式会社

目 次

	頁
第 8 期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第 2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【仕入、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	7
第 3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	8
第 4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第 5 【経理の状況】	20
【中間財務諸表等】	21
第 6 【提出会社の参考情報】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月22日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 ジグノシステムジャパン株式会社

【英訳名】 GignoSystem Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯 田 桂 子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町3番地

【電話番号】 03(3556)7737(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 吉 浜 直 人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町3番地

【電話番号】 03(3556)7737(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 吉 浜 直 人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日	自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日
売上高 (千円)	1,599,985	2,668,922	2,598,577	3,952,564	5,505,758
経常利益 (千円)	294,785	582,204	552,445	790,711	1,233,210
中間(当期)純利益 (千円)	164,908	486,150	318,060	453,035	815,172
持分法を適用した場合の 投資損失 (千円)			2,304		
資本金 (千円)	715,441	1,087,901	1,114,819	1,072,441	1,092,889
発行済株式総数 (株)	58,800	66,330	67,129	65,800	66,501
純資産額 (千円)	995,773	2,757,771	3,498,888	2,325,500	3,115,513
総資産額 (千円)	1,378,772	4,187,741	4,772,766	3,158,895	4,582,618
1株当たり純資産額 (円)	16,934.92	41,576.53	52,121.86	35,341.95	46,473.19
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	4,443.60	7,362.17	4,765.83	9,381.48	11,935.52
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)		7,181.35	4,662.88	9,090.41	11,689.72
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)				1,000	1,500
自己資本比率 (%)	72.2	65.9	73.3	73.6	68.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	304,603	187,489	184,028	834,964	596,194
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	40,204	85,260	965,867	47,276	346,717
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	441	33,213	55,324	1,019,346	23,937
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	663,790	2,275,032	1,593,867	2,205,986	2,431,547
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	24 (8)	29 (21)	43 (34)	30 (10)	43 (24)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第6期及び第7期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社がないため記載しておりません。

- 4 第6期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社の株式は非上場、非登録であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 平成13年6月13日付をもって、1株を1.5株に株式分割をしております。なお、第6期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
- 6 第7期中間会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(関連会社) ギズモブリュス 株式会社	東京都 千代田区	50百万円	携帯電話を用いた電子 商取引(モバイルコマー ス)サイト運営及びA S P事業	49.0%	モバイルコマース事業の 共同開発 役員の兼任..... 3名
(関連会社) Chinese Mobile Value Service Corp.	中華民国 (台湾) 台北市	14百万NT\$	アジア地域における携 帯電話向けコンテンツ 開発・配信事業	42.8%	当社の現地コンテンツサ ービス提供に関するマー ケティングサポート

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	43 (34)
---------	---------

(注) 1 従業員数は、就業人数であり、臨時従業員数は当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2 当中間会計期間における臨時従業員の平均人員数が前事業年度の平均人員数に比して10人増加しておりますが、これは新規事業及び新サービスの開発等に伴う採用によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

インフォメーションプロバイダー事業につきましては、モバイルビジネスの将来に向けたシステム並びにサービス開発を積極的に進めました。同時に、競争激化という環境の中、従来のシェア確保に努力いたしました。その結果、若干の減少は見られるものの前年同期とほぼ同様の売上を確保いたしました。

次に、システムソリューション事業につきましては、各企業からのシステム受託開発及びその運営などの案件の増加、コンビニエンスストアを活用した携帯電話ユーザー向けプリントサービスの充実等により、大幅な増収となりました。

また、海外事業につきましては、英国をはじめとする海外現地法人の設立準備など海外向けサービス体制の構築と平行して、アメリカ・ヨーロッパ・アジア地域を中心にサービス地域の拡大を図ったことにより、売上は順調に伸びております。

この結果、当中間会計期間の売上高は25億98百万円（前年同期比2.6%減）、経常利益は5億52百万円（前年同期比5.1%減）となり、中間純利益は3億18百万円（前中間会計期間においては2億69百万円の特別利益を計上したため前年同期比34.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、営業収入が増加いたしました。税金、配当金等の支払、定期預金預入れ等によるキャッシュ・フローの減少がありました。結果、前期末に比べ8億37百万円減少し、当中間会計期間末残高は15億93百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、1億84百万円（前年同期比1.8%減）となっております。売上高は前年同期をほぼ維持しており、キャッシュ・フローにおける営業収入は増加しておりますが、法人税等の納税負担額が増加したため前年同期比減となっております。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、9億65百万円（前年同期比1,032.8%増）となっております。これは定期預金への8億円の預入れ、サーバーシステムへの設備投資71百万円及び新規事業会社設立並びにアライアンス強化のための投資有価証券の取得74百万円に係る支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、55百万円（前年同期比66.6%増）となっております。これは新株引受権の行使による株式の発行により43百万円の収入があった反面、配当金の支払いにより99百万円の支出が発生したことによるものであります。

2 【仕入、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(千円)	前年同期比(%)
インフォメーションプロバイダー事業	1,306,317	6.8
システムソリューション事業	203	47.1
合計	1,306,521	6.8

- (注) 1 インフォメーションプロバイダー事業における仕入は、当社が配信する画像、着信メロディやニュースなどの各種情報の権利保有者及び代理人に対して支払う情報提供料であります。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間のシステムソリューション事業における受注の状況を示すと、次のとおりであります。なお、インフォメーションプロバイダー事業においては該当事項はありません。

事業区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション事業	28,876	83.5	9,580	-

- (注) 1 「受注残高」の「前年同期比」については、前年同期における該当取引がないため、記載しておりません。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(千円)	前年同期比(%)
インフォメーションプロバイダー事業	2,509,552	4.3
システムソリューション事業	89,025	86.7
合計	2,598,577	2.6

- (注) 1 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI(株)グループに対する販売実績は、当社が(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモードサービス及びKDDI(株)グループのEZwebサービスを介して行う有料情報サービスの利用者(一般ユーザー)に対する情報料の総額であり、同社が、当該情報料の回収代行を行うものであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,852,614	69.4	1,626,018	62.6
KDDI(株)グループ	673,865	25.2	688,391	26.5

- 2 金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 従業員教育及び組織育成について

当社は、従業員ひとりひとりの能力開発、モチベーションの向上を重要課題と認識しております。そのため、研修制度などの人材育成プログラムの充実、技術革新と用途の拡大に対応した人材の育成、効果的な人事制度の確立及び組織の育成を推進してまいります。

(2) 新規事業展開について

当社は、更なる企業価値の向上をはかるため、収益源の多様化を推進してまいります。

当中間会計期間におきましては、今後のモバイルコマースの拡大を睨みアイ・ティー・エックス(株)との合弁によるギズモプリュス(株)を設立いたしました。また、海外においては台湾コンテンツ配信会社 Chinese Mobile Value Service Corp. への資本参加を伴う提携によりアジア地域への事業拡大の布石を打ち、さらに、本年10月に英国子会社を設立するなど、積極的に収益源の多様化、企業価値の向上に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、AT&T Wireless Service, INC.(米国)、Telefonica Moviles Espana, S.A.U. (スペイン)の各移動体通信事業者との間で、情報サービスの提供及び当該情報料の回収代行に関する契約を新たに締結しております。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備等の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、前事業年度末に新設を計画中であった販売・開発業務関連設備のうち、当中間会計期間中に取得したものは以下のとおりです。

サーバーシステム設備	106,855千円
------------	-----------

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	263,200
計	263,200

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	67,129	67,369	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マ ーケット「ヘラクレス」市場	
計	67,129	67,369		

(注) 「提出日現在発行数」には、平成15年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権（旧商法に基づき発行された新株引受権を含む）の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権
平成14年6月26日定時株主総会決議
イ.第1回(平成14年7月25日発行)

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	260	240
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	260	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	294,350	294,350
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 294,350 資本組入額 147,175	発行価格 294,350 資本組入額 147,175
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 前第 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、下記2に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \quad 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

ロ. 第2回(平成14年10月22日発行)

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	318	308
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	318	308
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	190,000	190,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成21年10月31日まで	平成16年11月1日から 平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 190,000 資本組入額 95,000	発行価格 190,000 資本組入額 95,000
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更によってもない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 前第 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、下記2に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \quad 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

八. 第3回(平成15年1月28日発行)

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	321	305
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	321	305
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	159,000	159,000
新株予約権の行使期間	平成17年2月1日から 平成22年1月31日まで	平成17年2月1日から 平成22年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 159,000 資本組入額 79,500	発行価格 159,000 資本組入額 79,500
新株予約権の行使の条件	<p>対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更によってもない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。</p> <p>前第 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。</p> <p>新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。</p> <p>この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、下記2に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{新規発行または処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

二.第4回(平成15年4月7日発行)

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)	549	523
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	549	523
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	148,000	148,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 148,000 資本組入額 74,000	発行価格 148,000 資本組入額 74,000
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更によってもない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 前第 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、下記2に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \quad 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧商法第280条ノ19の規定により発行した新株引受権

平成11年4月15日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	189	189
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	58,341	58,341
新株予約権の行使期間	平成13年5月1日から 平成18年4月30日まで	平成13年5月1日から 平成18年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,341 資本組入額 29,171	発行価格 58,341 資本組入額 29,171
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。 (2)新株引受権の行使期間終了時までに、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。 取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 (3)新株引受権の相続は、これを認めない。 (4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注)2の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。
また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数に1株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成12年 1月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成15年 9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 1	69	69
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2	58,341	58,341
新株予約権の行使期間	平成14年 2月 1日から 平成19年 1月31日まで	平成14年 2月 1日から 平成19年 1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,341 資本組入額 29,171	発行価格 58,341 資本組入額 29,171
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。 (2)新株引受権の行使期間終了時までに、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。 取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 (3)新株引受権の相続は、これを認めない。 (4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注) 2の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。
また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数に1株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成13年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成15年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成15年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	753	513
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	70,008	70,008
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成17年6月30日まで	平成15年7月1日から 平成17年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,008 資本組入額 35,004	発行価格 70,008 資本組入額 35,004
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。 (2)新株引受権の行使期間終了時までに、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。 取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 (3)新株引受権の相続は、これを認めない。 (4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注)2の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。
また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数に1株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日 ～平成15年9月30日	628	67,129	21,930	1,114,819	21,930	741,978

(注) 新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成15年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(株)ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町1	35,150	52.36
日本トラスティサービス信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1丁目8-11	3,368	5.01
ソフトバンク(株)	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号	2,000	2.97
日興シティ信託銀行(株)投信口	東京都品川区東品川2丁目3-14	1,851	2.75
(株)リコー	東京都大田区中馬込1丁目3-6	1,800	2.68
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,512	2.25
ゴールドマンサックスインターナショナル(常任代理人ゴールドマンサックス証券会社東京支店)	133 FLEET STREET LONDON, U.K (東京都港区赤坂1丁目12-32)	853	1.27
UFJ信託銀行(株)信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4-3	624	0.92
大阪証券金融(株)	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	622	0.92
ピービー・エイチフォーフィデリティージャパンスモールカンパニーファンド(常任代理人(株)東京三菱銀行)	40 WATER STREET BOSTON MA, U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	500	0.74
計		48,280	71.92

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,129	67,122	
端株			
発行済株式総数	67,129		
総株主の議決権		67,122	

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が7株含まれておりますが、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	290,000	275,000	273,000	307,000	299,000	280,000
最低(円)	135,000	211,000	232,000	216,000	216,000	233,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		2,275,032		2,393,867		2,431,547	
2 売掛金		1,550,694		1,424,344		1,582,423	
3 たな卸資産		728		2,152		4,827	
4 その他		181,428		129,042		143,693	
5 貸倒引当金		38,530		19,012		37,498	
流動資産合計		3,969,354	94.8	3,930,395	82.4	4,124,993	90.0
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 器具及び備品		118,025		154,438		107,472	
(2) その他		10,681		17,784		18,914	
有形固定資産合計		128,706		172,223		126,387	
2 無形固定資産		44,441		53,657		32,935	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		-		566,306		245,800	
(2) その他		45,238		50,184		52,501	
投資その他の資産合計		45,238		616,490		298,301	
固定資産合計		218,386	5.2	842,371	17.6	457,624	10.0
資産合計		4,187,741	100.0	4,772,766	100.0	4,582,618	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1		822,551		720,553		820,125	
2		370,973		222,835		392,549	
3		32,375		39,567		34,499	
4	2	204,070		194,531		219,930	
流動負債合計		1,429,969	34.1	1,177,487	24.7	1,467,104	32.0
固定負債							
その他		-		96,390		-	
固定負債合計		-	-	96,390	2.0	-	-
負債合計		1,429,969	34.1	1,273,878	26.7	1,467,104	32.0
(資本の部)							
資本金		1,087,901	26.0	1,114,819	23.4	1,092,889	23.8
資本剰余金							
1		715,060		741,978		720,048	
2		300,000		300,000		300,000	
資本剰余金合計		1,015,060	24.3	1,041,978	21.8	1,020,048	22.3
利益剰余金							
中間(当期)未処分 利益		654,809		1,177,140		983,831	
利益剰余金合計		654,809	15.6	1,177,140	24.7	983,831	21.5
その他有価証券 評価差額金		-	-	164,949	3.4	18,744	0.4
資本合計		2,757,771	65.9	3,498,888	73.3	3,115,513	68.0
負債資本合計		4,187,741	100.0	4,772,766	100.0	4,582,618	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		2,668,922	100.0	2,598,577	100.0	5,505,758	100.0
売上原価		1,569,384	58.8	1,549,032	59.6	3,248,804	59.0
売上総利益		1,099,537	41.2	1,049,545	40.4	2,256,953	41.0
販売費及び一般管理費		517,597	19.4	496,928	19.1	1,023,644	18.6
営業利益		581,939	21.8	552,616	21.3	1,233,309	22.4
営業外収益	1	264	0.0	136	0.0	468	0.0
営業外費用		-	-	308	0.0	567	0.0
経常利益		582,204	21.8	552,445	21.3	1,233,210	22.4
特別利益	2	269,119	10.1	989	0.0	269,119	4.9
特別損失		9,999	0.4	2,017	0.1	10,909	0.2
税引前中間(当期) 純利益		841,323	31.5	551,416	21.2	1,491,420	27.1
法人税、住民税 及び事業税		371,016		222,853		515,843	
過年度法人税等		-		-		175,227	
法人税等調整額		15,843	355,173	13.3	10,502	233,355	9.0
中間(当期)純利益		486,150	18.2	318,060	12.2	815,172	14.8
前期繰越利益		168,659		859,079		168,659	
中間(当期)未処分 利益		654,809		1,177,140		983,831	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度 キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 営業収入		2,045,929	2,705,516	5,252,935
2 商品及びコンテンツの仕入れによる支出		1,073,603	1,378,536	2,907,955
3 人件費の支出		182,505	267,176	366,896
4 債権回収手数料の支出		168,435	256,423	501,732
5 株式公開準備にかかる支出		16,996		16,996
6 その他の営業支出		170,607	226,872	318,484
小計		433,779	576,506	1,140,870
7 利息及び配当金の受取額		218	89	310
8 法人税等の支払額		246,508	392,567	544,985
営業活動によるキャッシュ・フロー		187,489	184,028	596,194
投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入れによる支出			800,000	
2 有形固定資産の取得による支出		30,318	71,060	56,873
3 ソフトウェアの取得による支出		26,360	20,000	26,360
4 営業権の取得による支出		20,000		20,000
5 投資有価証券の取得による支出			74,806	214,300
6 敷金及び保証金の差入れによる支出		5,018		25,092
7 その他の投資活動による支出		3,562		4,090
投資活動によるキャッシュ・フロー		85,260	965,867	346,717
財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		30,820	43,860	40,329
2 配当金の支払額		64,034	99,184	64,266
財務活動によるキャッシュ・フロー		33,213	55,324	23,937
現金及び現金同等物に係る換算差額		31	517	21
現金及び現金同等物の増加額		69,046	837,680	225,561
現金及び現金同等物の期首残高		2,205,986	2,431,547	2,205,986
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		2,275,032	1,593,867	2,431,547

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) たな卸資産 商品 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 なお、時価のあるものは保有しておりません。</p>	<p>(1) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 有価証券 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) たな卸資産 仕掛品 同左</p> <p>(2) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具及び備品 4～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 ライセンス供与目的のソフトウェア ライセンス供与目的のソフトウェアについては、当該ソフトウェアの性格が、第三者にその使用を許諾することによりライセンス料及びロイヤリティを収受することを目的としており、販売期間の経過に伴い著しく販売価格が下落する性格を有するものではないため、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 コンテンツ配信目的のソフトウェア コンテンツ配信目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 ライセンス供与目的のソフトウェア ライセンス供与目的のソフトウェアについては、当該ソフトウェアの性格が、第三者にその使用を許諾することによりライセンス料及びロイヤリティを収受することを目的としており、販売期間の経過に伴い著しく販売価格が下落する性格を有するものではないため、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	コンテンツ配信目的のソフトウェア コンテンツ配信目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。 営業権 取得時に全額を償却しております。 その他の無形固定資産 定額法を採用しております。	その他の無形固定資産 定額法を採用しております。	コンテンツ配信目的のソフトウェア コンテンツ配信目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。 営業権 取得時に全額を償却しております。 その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する、短期的な投資からなっております。	同左	同左
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>インフォメーションプロバイダー事業における売上高の計上は、従来、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行っておりましたが、当中間会計期間から利用者に情報を提供したときをもって売上高を計上する方法に変更いたしました。これは事業の立ち上げ期ならびに急拡大期にはコンテンツの配信サイトの種類並びにその利用者層の多様化及び増加が著しく、当社が一般ユーザーに提供した情報の対価として移動体通信事業者を通じて課金（請求）可能な金額並びに回収可能な情報料の割合（回収率）に関する動向を見極めることが困難と考え、金額が確定する移動体通信事業者からの月間情報料通知書の入手時に売上高を計上しておりましたが、事業も安定的成長期に入り、課金可能金額並びに回収率の動向を高い精度をもって把握できる環境が整備されてきたこと、また、社内データベースシステムの高度化及びシステム技術者の増員等により社内の管理体制も一層強化されたことから、月間情報料の集計システムを構築し、当該システムの精度についての検証期間を終了したことによるものであります。</p> <p>また、この売上高の計上基準の変更に伴い、対応する仕入高並びに販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）の計上基準を併せて変更いたしました。なお、変更後の会計処理方法を適用した場合に、前期の売上高及び仕入高等として計上されるべき金額は、通常の上高及び仕入高等とは区分し、収益と費用を相殺後の金額をもって、特別利益に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方の会計処理方法によった場合と比較して、売上高28,805千円、仕入高17,337千円、販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）5,543千円がそれぞれ多く計上され、売上総利益は11,468千円多く、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,924千円多く計上されております。さらに、前期に同一の会計処理方法を適用していた場合、前期に売上高及び仕入高等として営業利益</p>		<p>(1) インフォメーションプロバイダー事業における売上高の計上は、従来、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行っておりましたが、当事業年度から利用者に情報を提供したときをもって売上高を計上する方法に変更いたしました。これは事業の立ち上げ期ならびに急拡大期にはコンテンツの配信サイトの種類並びにその利用者層の多様化及び増加が著しく、当社が一般ユーザーに提供した情報の対価として移動体通信事業者を通じて課金（請求）可能な金額並びに回収可能な情報料の割合（回収率）に関する動向を見極めることが困難と考え、金額が確定する移動体通信事業者からの月間情報料通知書の入手時に売上高を計上しておりましたが、事業も安定的成長期に入り、課金可能金額並びに回収率の動向を高い精度をもって把握できる環境が整備されてきたこと、また、社内データベースシステムの高度化及びシステム技術者の増員等により社内の管理体制も一層強化されたことから、月間情報料の集計システムを構築し、当該システムの精度についての検証期間を終了したことによるものであります。</p> <p>また、この売上高の計上基準の変更に伴い、対応する仕入高並びに販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）の計上基準を併せて変更いたしました。なお、変更後の会計処理方法を適用した場合に、前事業年度の売上高及び仕入高等として計上されるべき金額は、通常の上高及び仕入高等とは区分し、収益と費用を相殺後の金額をもって、特別利益に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方の会計処理方法によった場合と比較して、売上高7,151千円、仕入高5,386千円、販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）891</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>を構成していたと認められる金額は特別利益269,119千円として計上されたので税引前中間純利益は275,043千円多く計上されております。</p>		<p>千円がそれぞれ多く計上され、さらに、前事業年度に同一の会計処理方法を適用していた場合、前事業年度に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額は特別利益269,119千円として計上されたので、売上総利益は1,764千円、営業利益及び経常利益はそれぞれ872千円多く、税引前当期純利益は269,991千円多く計上されております</p> <p>(2) (自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準) 当事業年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(3) (1株当たり情報) 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「未払法人税等」は、前中間会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において負債及び資本の合計額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未払法人税等」の金額は、15,524千円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「投資有価証券」は、前中間会計期間において「投資その他の資産」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において資産総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「投資有価証券」の金額は、0千円であります</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。</p> <p>この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 112,925千円	1 有形固定資産減価償却累計額 146,141千円	1 有形固定資産減価償却累計額 137,724千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性がないため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取扱い 同左	2 -

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 218千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 72千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 310千円
2 特別利益の内訳は次のとおり であります。 会計処理方法の変更に記載のとおり、当中間会計期間においてインフォメーションプロパイダー事業の売上高及び対応する仕入高等の計上基準を変更しております。これにより、変更後の会計処理方法によった場合に、前期に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額を特別利益として表示しております。なお、これに含まれる各項目の内訳は以下のとおりであります。 売上高 746,760千円 仕入高 388,487千円 販売費及び一般 管理費(債権回 収手数料等) 89,153千円 差引 売上高等 計上基準変更に 伴う前期損益修 正益(特別利益) 269,119千円	2 -	2 -
3 減価償却実施額 有形固定資産 25,398千円 無形固定資産 31,918千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 24,922千円 無形固定資産 10,678千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 53,364千円 無形固定資産 43,951千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。 現金及び預金勘定 2,275,032千円 現金及び現金同等物 2,275,032千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,393,867千円 預入期間が3か月を超える定期預金 800,000千円 現金及び現金同等物 1,593,867千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。 現金及び預金勘定 2,431,547千円 現金及び現金同等物 2,431,547千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>11,974</td> <td>9,978</td> <td>1,995</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,974</td> <td>9,978</td> <td>1,995</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	11,974	9,978	1,995	合計	11,974	9,978	1,995		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>11,974</td> <td>11,175</td> <td>798</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,974</td> <td>11,175</td> <td>798</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	11,974	11,175	798	合計	11,974	11,175	798
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																							
器具及び備品	11,974	9,978	1,995																							
合計	11,974	9,978	1,995																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																							
器具及び備品	11,974	11,175	798																							
合計	11,974	11,175	798																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 2,285千円 1年超 - 千円 合計 2,285千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 930千円 1年超 - 千円 合計 930千円																								
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,416千円 減価償却費相当額 1,197千円 支払利息相当額 99千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 944千円 減価償却費相当額 798千円 支払利息相当額 8千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,832千円 減価償却費相当額 2,394千円 支払利息相当額 152千円																								
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																								
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																								

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)			当中間会計期間末 (平成15年9月30日)			前事業年度末 (平成15年3月31日)		
	取得原価 (千円)	中間 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	-	-	-	114,300	391,500	277,200	114,300	145,800	31,500

2. 時価評価されていない主な有価証券

種類	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
	中間貸借対照表計上額 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 関連会社株式	-	74,806	-
(2) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	-	100,000	100,000
合計	-	174,806	100,000

(注) 前中間会計期間において、所有するその他有価証券(株式)の減損処理(9,999千円)を行っております。これにより、前中間会計期間末の有価証券残高は重要性が著しく乏しいものとなりましたので、中間財務諸表等規則第5条の4第2項ただし書に基づいて注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。	関連会社に対する投資の金額 74,806千円 持分法を適用した場合の投資の金額 72,502千円 持分法を適用した場合の投資損失の金額 2,304千円	当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)								
1株当たり純資産額 41,576円53銭 1株当たり中間純利益 7,362円17銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 7,181円35銭 (追加情報) 当中間会計期間から「1株当たり 当期純利益に関する会計基準」(企 業会計基準第2号)及び「1株当たり 当期純利益に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第4 号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針を 前中間会計期間及び前事業年度に適 用して算定した場合の1株当たり情 報については、それぞれ以下のとおり となります。	1株当たり純資産額 52,121円86銭 1株当たり中間純利益 4,765円83銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 4,662円88銭	1株当たり純資産額 46,473円19銭 1株当たり当期純利益 11,935円52銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 11,689円72銭 当事業年度から「1株当たり当期 純利益に関する会計基準」(企業会計 基準第2号)及び「1株当たり当期純 利益に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第4号)を適用 しております。 なお、同会計基準及び適用指針を 前事業年度に適用して算定した場合 の1株当たり情報については、以下 のとおりとなります。 1株当たり純資産額 35,053円20銭 1株当たり当期純利益 8,988円03銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 8,709円16銭								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 16,934円92銭</td> <td>1株当たり純資産額 35,053円20銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益 4,443円60銭</td> <td>1株当たり当期純利益 8,988円03銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり中間純利益 - 円 - 銭</td> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益 8,709円16銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 16,934円92銭	1株当たり純資産額 35,053円20銭	1株当たり中間純利益 4,443円60銭	1株当たり当期純利益 8,988円03銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 - 円 - 銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 8,709円16銭		
前中間会計期間	前事業年度									
1株当たり純資産額 16,934円92銭	1株当たり純資産額 35,053円20銭									
1株当たり中間純利益 4,443円60銭	1株当たり当期純利益 8,988円03銭									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 - 円 - 銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 8,709円16銭									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	486,150	318,060	815,172
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	25,000
(うち利益処分による役員賞与金(千円))	(-)	(-)	(25,000)
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	486,150	318,060	790,172
普通株式の期中平均株式数(株)	66,034	66,737	66,203
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	1,663	1,473	1,392
(うち新株予約権(株))	(1,663)	(1,473)	(1,392)
希薄化を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数312個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数260個)	新株予約権3種類 (新株予約権の数1,050個)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|-----------------|---------------|-----------------------------|---|
| (1) | 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度
(第7期) | 自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日 | 平成15年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) | 自己株券買付状況
報告書 | | | 平成15年4月7日
平成15年5月7日
平成15年6月4日
平成15年7月4日
平成15年8月5日
平成15年9月4日
平成15年10月3日
平成15年11月5日
平成15年12月5日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年12月17日

ジグノシステムジャパン株式会社

代表取締役社長 飯田 桂子 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	堤	佳	史	Ⓔ	
関与社員	公認会計士	中	山	一	郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグノシステムジャパン株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社はインフォメーションプロバイダー事業における売上高の計上基準を、従来の、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行う方法から、利用者に情報を提供したときをもって売上高を計上する方法に変更し、また、対応する仕入高並びに販売費及び一般管理費(債権回収手数料等)の計上基準を併せて変更している。当監査法人は、この変更を事業も安定的成長期に入り、課金可能金額並びに回収率の動向を高い精度をもって把握できる環境が整備されてきたこと、また、社内データベースシステムの高度化及びシステム技術者の増員等により社内の管理体制も一層強化されたことから、月間情報料の集計システムを構築し、当該システムの精度についての検証期間を終了したことによるものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。なお、この変更により、前事業年度と同一の基準によった場合に比し、売上高28,805千円、仕入高17,337千円、販売費及び一般管理費(債権回収手数料等)5,543千円がそれぞれ多く計上され、売上総利益は11,468千円多く、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,924千円多く計上されている。さらに、前事業年度に同一の会計処理方法を採用していた場合、前事業年度に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額は特別利益269,119千円として計上されたので、税引前中間純利益は275,043千円多く計上されている。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がジグノシステムジャパン株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月9日

ジグノシステムジャパン株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士 堤 佳 史 ⑩

関与社員

公認会計士 中 山 一 郎 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグノシステムジャパン株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ジグノシステムジャパン株式会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

